

委員会提出議案第1号

南相馬市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
制定について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年3月26日提出

南相馬市議会議長 鈴木昌一様

提出者 議会運営委員長
渡部一夫

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び刑法等の一部改正に伴い、必要な改正を行うものである。

南相馬市条例第 号

南相馬市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

南相馬市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年南相馬市条例第16号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。<u>以下「法」という。</u>）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）が含まれるもの</p> <p>2～8 【略】</p> <p>9 この条例において「特定個人情報」とは、個人情報であつて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報に該当するものをいう。</p> <p>10 【略】</p> <p>(利用目的の明示)</p> <p>第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）が含まれるもの</p> <p>2～8 【略】</p> <p>9 この条例において「特定個人情報」とは、個人情報であつて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報に該当するものをいう。</p> <p>10 【略】</p> <p>(利用目的の明示)</p> <p>第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個</p>

人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1)・(2) 【略】

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び法別表第1に掲げる法人をいう。以下同じ。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 【略】

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 【略】

2 【略】

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4・5 【略】

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第17条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、

人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1)・(2) 【略】

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報保護に関する法律別表第1に掲げる法人をいう。以下同じ。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 【略】

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 【略】

2 【略】

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに個人情報保護に関する法律第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4・5 【略】

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第17条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、

当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2・3 【略】

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第18条 【略】

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 議会の議員若しくは議員であった者又は議会事務局の職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(2)～(8) 【略】

3 【略】

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 【略】

(利用停止請求権)

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供

当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは個人情報の保護に関する法律第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2・3 【略】

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第18条 【略】

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 議会の議員若しくは議員であった者又は議会事務局の職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(2)～(8) 【略】

3 【略】

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 【略】

(利用停止請求権)

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供

の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の
手続が定められているときは、この限りで
ない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 当該
保有個人情報の利用の停止又は消去

ア 【略】

イ 番号利用法第20条の規定に違反し
て収集され、若しくは保管されてい
るとき、又は番号利用法第29条の規定
に違反して作成された特定個人情報フ
ァイル（番号利用法第2条第10項に
規定する特定個人情報ファイルをい
う。）に記録されているとき。

(2) 【略】

2・3 【略】

第54条 議会事務局の職員若しくは職員で
あった者又は第9条第2項若しくは第16
条第5項の委託を受けた業務に従事して
いる者若しくは従事していた者が、正当な理
由がないのに、個人の秘密に属する事項が
記録された第2条第4項第1号に係る個人
情報ファイル（その全部又は一部を複製し、
又は加工したものを含む。）を提供したと
きは、2年以下の拘禁刑又は100万円以
下の罰金に処する。

第55条 前条に規定する者が、その事務若
しくは業務に関して知り得た保有個人情
報を自己若しくは第三者の不正な利益を
図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年
以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に
処する。

第56条 議会事務局の職員がその職権を濫
用して、専らその職務の用以外の用に供す

の停止（以下「利用停止」という。）に関
して法令又は他の条例の規定により特別
の手続が定められているときは、この限り
でない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 当該
保有個人情報の利用の停止又は消去

ア 【略】

イ 番号利用法第20条の規定に違反し
て収集され、若しくは保管されてい
るとき、又は番号利用法第29条の規定
に違反して作成された特定個人情報フ
ァイル（番号利用法第2条第9項に規
定する特定個人情報ファイルをいう。）
に記録されているとき。

(2) 【略】

2・3 【略】

第54条 議会事務局の職員若しくは職員で
あった者又は第9条第2項若しくは第16
条第5項の委託を受けた業務に従事して
いる者若しくは従事していた者が、正当な理
由がないのに、個人の秘密に属する事項が
記録された第2条第4項第1号に係る個人
情報ファイル（その全部又は一部を複製し、
又は加工したものを含む。）を提供したと
きは、2年以下の懲役又は100万円以
下の罰金に処する。

第55条 前条に規定する者が、その事務若
しくは業務に関して知り得た保有個人情
報を自己若しくは第三者の不正な利益を
図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年
以下の懲役又は50万円以下の罰金に
処する。

第56条 議会事務局の職員がその職権を濫
用して、専らその職務の用以外の用に供す

る目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

る目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第9項及び第39条第1項第1号イの改正規定 令和7年4月1日
- (2) 第54条から第56条までの改正規定 令和7年6月1日